

子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会(令和2年度変更点等)

[資料Ⅲ]

令和2年3月17•18日

こども青少年局保育・教育運営課

目 次

【資料Ⅲ】

1	よこはま☆保育・教育宣言	1
2	公定価格の令和2年度の変更点	2
3	向上支援費の令和2年度の変更点	. 20
4	横浜市障害児等の保育・教育実施要綱の主な改正点について	. 27
5	横浜市請求明細作成ソフトヘルプデスクについて	. 32

*本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。 あらかじめご了承ください。

- 教育宣言 ~乳幼児の心もちを大切に~ よこはまか保育

保育の振り返りに活用していきます 乳幼児期の子どもに対して何を大切にして子どもたちと日々関わるかの基本となるものです 々の実践の中でそれぞれの子どものよさや可能性に気付き、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるような保育に取り組むとともに、 横浜の保育・教育施設の全ての職員が、)心もちを大切に~」は、 「よこはま☆保育・教育宣言~乳幼児の 全ての保育者がこの宣言を理解し、日

今と未来を生きる子どもを育みます 《共有したい子どもの姿・方向性》

たいことを見つけ、未来を切り拓いていく力 周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ 乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやり をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に 中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。

持続可能な社会の実現に向けて、自らアイディアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協 を身につけることができるように、子どもた 働して解決の方法を考えたりするような創造的な思考 ちの可能性を伸ばしていきます。

ことができるよう、保育者は温かいまなざし ない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに 子どもたちが自分のよさを認識し、可能性を信じる を向けます。そして、子どもたちが自分では表現でき 寄り添って一人ひとりを尊重します。

3学びに向かうカ ·人間性等 1)知識及び技能 びの芽生え 夢中になって 遊びこむ 断力、表現力等 2思考力、

[月間祭祀[力]

○やりたいことを見つけ、自分なりの方法で取り組む

○知識、思考、経験を獲得する精神的能

考える。

未知のことを推測・予測するこ。

〇考える力。

○獲得した知識を基に解釈し、

○喜びや悲しみを仲間と共感したり、多様さを受け入 こと。 〇やりたいことに向かって粘り強く取り組むこ。 れたりすること。

○思い通りに行かなくても気持ちを切り替えて新し い工夫をしようとするこ

ながび

○身近なものの特徴に気付く。

○解砂石からい 〇記憶力。

> ななば ○経験を通して自分に自信をもつこと。

③学びに向かう力・人間性等 ②思考力・判断力・表現力等の基礎 (学びの芽生え) [育みたい資質・能力] ①知識及び技能の基礎

します 一人ひとりを大切に保育 安心できる環境をつくり \wedge 《回言》

一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのな 関わります。 v 存在」だと感じて日々を過ごすことができるように 子どもたちの命を守るとともに、

$\widehat{\Xi}$

- とで、子どもが安心できる場や信頼できる関係を 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります・乳幼児期に温かく受容的・応答的に関わる
 - 気持ちを受け止め、安心して戻れる場や た時に、 作ります。 ・うまくいかなかったり、不安になったりし 関係を作ります。

たちが自己肯定感をもって、様々なことに挑戦できる 子ども一人ひとりを受け止めます。(子ども) ようにします。) (N

- 目の前の子どもを ・子どもは一人ひとり違います。子どもが安心して自分らしさを出せるように、目の前の子ども理解し、それぞれの子どものありのままの姿を大切にし、受け止めます。・それぞれの子どもがやりたいことを見つけたり、じっくり取り組んだりできる環境をつくりま

多様性に気付けるように (色々な人と関わり、 子どもが様々な人と関わることを大切にします。 します。) <u>(ဗ</u>

- 協力することの楽しさや、 折り合いを付けながら、 お互いに思いを伝え合い、時にはぶつかり、他者を信頼する気持ちが育つようにします。自分ではできないようなことに憧れを感じ、することができる環境をつくります。
- —緒に活動 多様な人と 様々な体験が広がるように、

子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします ≪宣言2≫

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び(体験)を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで 探究し続けること」です

このような乳幼児期の育ちと学びは、生涯にわたる子どもたちの生きる力を育みます。

(1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします

- ・乳幼児期の子どもにとって必要な環境とは、一緒に過ごす保育者などの大人や子ども同士などの「人」、園の施設や遊具・素材・道具などの「場やもの」、自然や社会などの「事象」、試行錯誤やじっくり取り組むための「時間」などがあります。・園の実情や地域性などを考慮し、それぞれの園における子どもにとってのより良い環境づくりに子どもと共に取り組みま
 - 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。 (5)

・子どもは遊びの中で多様な物事との出会いや気付きを通して、「なぜ」「どうして」 などと試行錯誤や探求を繰り返します。夢中になって遊びこむことで、育みたい 資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10 の姿)が総合的に育ち ます。保育者はその姿や学びの姿を日々の振り返りを通して捉えながら、より良い保育を目指します。

保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです <u>(၁</u>

○豊かな感性と表現

○言葉による伝え合い

○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

○自然との関わり・生命尊重

○思考力の芽生え

○社会生活との関わり

○道徳性・規範意識の芽生え

- とで、受容的・応答的に関わることが ・保育者は一人ひとりの子どもの姿に驚き、それぞれのよさを発見することに努めるこ
 - でき、信頼関係の形成につながります。 ・保育者自身が子どもと共に楽しみ、対話し、振り返り、考えながら関わる中で専門性を向上させ、子どもが安心して遊びこ める環境をつくります
- 10 ・園内で、保育者同士が保育について語り合う場を作り、それぞれの保育者が捉えた子どもの育ちや学びを共有しながら、 僚性を高めることが大切です。そして、子どもの育ちを家庭や地域に伝えていくことも保育者としての重要な役割です。 僚性を高めることが大切です。

びを受け止め、小学校以降の教育につなげます 乳幼児期の育ちと学 《幼保小の連携》

幼保小連携事業等の機会を活用して、保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接 乳幼児期に培った「学びの芽生え」は、小学校低学年で育つ「自覚的な学び」の基盤になります。 続につなげます。

- の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の芽生えを手がかりにして、子どもの成長の様子を小学校に伝えたり、必要な支援の それぞれの子どもに現れてくる資質・能力とその現れとして 保育者は、乳幼児期ならではの「今できること」を大切にする中で、 引継ぎをしたりします (1)
 - を行 小学校では、乳幼児期の子どもの成長の様子を受け止め、子どもの安心感と主体性を大切にした「スタートカリキュラム」 v、乳幼児期に培った力が教科等の学習でも存分に発揮できるようにしていきます。 (5)

2 公定価格の令和2年度の変更点

本資料の内容は全て案となっております。市会での予算議決等を経て確定します。

(1) 公定価格の変更内容について

①土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し(保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)(参考:P11)

月の全ての土曜日に閉所する場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に<u>閉</u> **所する日数**(注1)に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直します。

また、<u>開所していても保育の提供がない場合 (注1) には、閉所しているものとして取り扱いま</u>す。

(注1) 当月1日時点の状況(予定)により判断します。実際の実施状況(実績)によるものではありません。

<参考:公定価格が減算となるケース(※段階的に減算される場合を含む)>

- (ア) 土曜日に11時間以上の開所をする旨を届け出ていない場合 「全ての土曜日を閉所する場合」に該当し、減算されます。
- (イ) 土曜日に 11 時間以上の開所をする旨の届出をしているが、当該月の全ての土曜日に保育の利用 希望がなく、保育を提供していない場合 (開所・閉所を問わず)

「全ての土曜日を閉所する場合」に該当し、減算されます。

(ウ) 土曜日に 11 時間以上の開所をする旨の届け出をしているが、当該月の土曜日で、保育の利用希望があって保育を提供 (注2) している日と、保育の利用希望がなく保育を提供しない日が混在する場合

「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については、開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ減算されます。

(注2)「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供する場合」を含む

※詳細は別添通知(公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」の見直しに伴う対応について(通知))参照

土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

【参考資料1】

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日 数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現 行	見直し後
減算調整の対象となる 施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望がないなどの <mark>場合に、月を通じて土曜日に 閉所する施設</mark> に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。また、開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。
公定価格の減算の割合 ※定員90人の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・1日

[※]令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

6

② チーム保育加配加算の算定方法の改善(認定こども園) (参考: P11)

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども(1号認定及び2号認定)にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価に算定方法を見直します。

チーム保育加配加算の算定方法の改善

【参考資料3】

- 認定こども園におけるチーム保育加配加算は、現在、 3歳以上子ども(1号認定及び2号認定)の合計定員に応じた加配に必要な経費を積算し、これを1号認定子ども1人当たりの単価で算定しており、子どもの認定区分が1号から2号に変わると、同じ3歳以上児数でも加算額が減少する課題が生じている。
- 認定こども園として3歳以上子どもに質の高いチーム保育を安定して提供することができるよう、令和2年度から、3 歳以上子ども1人当たりの単価として算定する方法に見直す。

【加算概要】

副担任等の配置、少人数学級編制などのため、公定価格(基本分単価及び他の加算)上の必要数を超えて保育教諭等を配置する場合、3歳以上子どもの定員に応じた上限人数*の範囲内で、加配に必要な人件費相当額を加算

※~45人:1人、46~150人:2人、151~240人:3人、241~270人:3.5人、271~300人:5人、300~450人:6人、451人~:8人

【算定方法】

現 行	見直し後
1号認定子ども定員1人当たりの単価	3歳以上子ども定員1人当たりの単価
X	X
3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数	3歳以上子ども合計定員に応じた加配人数
X	X
1号認定子ども数	3歳以上子ども数

<加算額(月額)のイメージ>

※令和元年度当初単価ベース。6/100地域、上限人数(いずれの場合も2人)どおりの加配を仮定。処遇改善等加算 I 部分を除く。

	現行	見直し後
全体で160人定員(1号120人、2号30人、 3号10人)で8人が認定変更 ①実員1号112人、2号28人 →②実員1号104人、2号36人	①:3,520*×2×112=788,480円 →②:3,520*×2×104=732,160円 *120人定員単価を適用 ▲56,320円	①・②:2,820*×2×140=789,600円 *150人定員単価を適用 (認定区分変更に伴う減少なし)
全体で110人定員(1号25人、2号65人、 3号20人)で2人が認定変更 ①実員1号23人、2号61人 →②実員1号21人、2号63人	①:16,920*×2×23=778,320円 →②:16,920*×2×21=710,640円 *25人定員単価を適用 ▲67,680円	①・②:4,700*×2×84=789,600円 *90人定員単価を適用 (認定区分変更に伴う減少なし)

内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】資料引用

③ 夜間保育加算の拡充(保育所、認定こども園(2・3号)、小規模保育事業(A型・B型のみ)。

事業所内保育事業)

夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図ります。

夜間保育加算の拡充

【参考資料6】

○ 夜間保育所等に特有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の 充実を図る。

【加算概要】

夜間保育所を行う保育所等に対し、夜間保育特有の業務等に要する費用の相当額を加算。

<夜間保育所等の主な要件>

設備及び備品	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
開所時間	原則として11時間とし、おおよそ10時までとすること。 ※前後の時間については延長保育事業により対応。

【加算額】 ※処遇改善等加算 I 除く。また、「年間」については子どもの数については一定の仮定を置いた試算額

定員区分	認定区分	現行		· ·	見直	し後	
		単価(月額)	年間(推計)		単価(月額)	年間(推計)	
001	2号認定	26,670	約620万円		30,520	約710万円	
20人	3号認定	24,990	*102073173		28,810	1 10/10/10/1	
21人~30人	2号認定	20,010	約690万円		22,630	約790万円	
21/~30/	3号認定	18,330	#309071F3		20,920	#1/90/JC	
011-101	2号認定	16,680	約760万円	i i	18,680	約860万円	
31人~40人	3号認定	15,010	***//00/275		16,970	רוכלטססניג	
441 501	2号認定	14,690	約840万円	約840万円		16,320	約930万円
41人~50人	3号認定	13,010				14,600	מכטנפניג
511001	2号認定	13,350	約910万円		14,740	約1,000万円	
51人~60人	3号認定	11,680	#3910/JC		13,020	, ±1,000/10#	
	2号認定	12,400	約980万円	i '	13,610	約1,080万円	
61人~70人	3号認定	10,730	1 1900/10		11,900	1 1,000/104	
71人~80人	2号認定	11,690	約1,050万円	į	12,760	約1,150万円	
/1X:~80X	3号認定	10,010	103U/J	1	11,050	**************************************	
041-001	2号認定	11,140	約1,120万円	į	12,110	約1,220万円	
81人~90人	3号認定	9,460	赤51,120/5円		10,390	#J1,220/JF3	

___ 内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】資料引用

資料 -4-

_

④ 栄養管理加算の拡充(幼稚園、保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業) (参考: P12)

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、 公定価格上算定されている調理員とは別に施設に勤務する**栄養士を雇用した場合(調理員と兼 務する者を除く)には週3日程度の費用に加算額を引き上げます(「配置」)。**

また、栄養士が、公定価格上算定されている<u>調理員を兼務している場合についても一定額を</u>加算することとします(「兼務」)。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、<u>各月の公</u>**定価格に加算**することとします。

栄養管理加算の拡充

【参考資料8】

○ アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	現 行	見	直し後	
加算要件	・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・年間を通じて活用している場合に対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)。	・栄養士の活用に当たって る場合や、 <mark>調理員等</mark> とし 対象となる。		
	<u>年額12万円</u>	くイメージ> 以下のいずれかの単価を加	算	
	※3月分の公定価格に加算		幼稚園	保育所等、認 定こども園
加算額		栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合)	約80万円	約90万円
		栄養士を雇用している場合 (基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合)	約50万円	約60万円
		上記以外の場合	12万円	12万円
		※上記の1/12の金額を各月	の公定価格に加	<u>算</u>

⑤ チーム保育推進加算の要件緩和(保育所) (参考: P13)

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要となる職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和します。

チーム保育推進加算の拡充

【参考資料9】

○ 保育所におけるチーム保育体制の整備を一層推進するため、チーム保育推進加算の取得に必要となる職員の平均経験 年数に係る要件を「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

【加算概要】

チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

【加算要件】

現 行	見直し後
・「必要保育士数」(基本分単価及び他の加算の認定	・「必要保育士数」(基本分単価及び他の加算の認定
に当たって求められる数)を超えて保育士を配置し	に当たって求められる数)を超えて保育士を配置し
ていること。	ていること
・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること。 ・職員の平均経験年数が15年以上であること。 ・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。	 キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること 職員の平均経験年数が12年以上であること 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること。
※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3	※ チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準を超えて、主に3
~5歳児について複数保育士による保育体制の構築することをい	~5歳児について複数保育士による保育体制の構築するごとをい
う。	う。

15

内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】資料引用

⑥給食実施加算の見直し(幼稚園、認定こども園(1号)) (参考: P13)

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実します。 また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直します。

給食実施加算の拡充

【参考資料10】

- 給食実施加算について、1号認定子どもに対する給食の実施状況に応じた仕組みとなるよう、
 - ・きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算額を充実
 - ・外部搬入により給食を提供する場合、配膳等に係る経費相当額のみを措置

<幼稚園における給食実施形態> (令和元年度経営実態調査より)

自園調理(調理員雇上げ): 11.0%、自園調理(外部委託): 8.8%、外部搬入: 66.2%、未実施: 13.8%

【加算要件】

- ・1号認定子どもに対する給食を実施している施設に加算する。
- ※子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。
- ※給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

【加算額】

現行				見直し後	
定員区分に応じて	以下の金額	定	員区分に応じて以	(下の金額	
定員区分	年額加算額			年額加拿	章額 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
~60人	約123万円		定員区分	施設内の調理設備を使用して きめ細かに調理を行っている施設	外部搬入により給食を 実施している施設
61人~75人	約135万円		~60人	約246万円	約44万円
76人~90人	約147万円		61人~75人	約258万円	約46万円
91人~105人	約160万円		76人~90人	約270万円	約48万円
106人~120人	約172万円		91人~105人	約283万円	約50万円
121人~135人	約184万円		106人~120人	約295万円	約53万円
136人~150人	約197万円		121人~135人	約307万円	約55万円
151人~180人	約209万円		136人~150人	約320万円	約57万円
181人~210人	約221万円		151人~180人	約332万円	約59万円
2 1 1人~	約246万円		181人~210人	約344万円	約61万円
			211人~	約369万円	約66万円

16

⑦主幹教諭等専任加算の要件緩和(幼稚園、認定こども園(1号)) (参考:P14・15)

主幹教諭等専任加算の取得に必要となる複数の**事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を** 追加します。また、認定こども園の減算調整に係る要件についても、併せて同様に見直します。

主幹教諭等専任加算の要件緩和

幼小連携を通じた教育・保育の質の向上に向けた取組を評価するため、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上 に資する取組によっても幼稚園が主幹教諭等専任加算を取得できるよう、要件を弾力化する。

※認定こども園の減算調整に係る要件についても、併せて同様に見直す (主幹教諭等専任加算相当額を基本分単価に算入し、当該加算に係る要件を満たさない場合に減算調整を行っている。)

【加質概要】

主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員(非 常勤講師等)を配置する施設に対し、代替教員の配置に要する費用について加算する。

【加算要件】

現行 以下の事業等を複数実施する施設に加算する。 幼稚園型一時預かり事業(私学助成の預かり保育 推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町 村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業 の対象に準ずる形態で実施されている場合に限 る。) 等により行う預かり保育を含む。)

- 一般型一時預かり事業(私学助成の子育で支援活 動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型-時預かり事業により行う非在園児の預かりを含
- Ⅲ 満3歳児に対する教育・保育の提供 Ⅳ 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保 育の提供

見直し後

以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

(I~IV 修正なし)

- (V) 年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取 組であって、以下の全ての要件を満たすもの
- (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にする
- 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び . 教職員の交流活動が年間を通じ複数回計画・実施されて
- (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成しているこ と。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成 に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

【加算額】※処遇改善等加算 I を除く。 年額約130万円

17

内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】資料引用

⑧施設関係者評価加算の見直し(幼稚園、認定こども園(1号)) | (参考:P16)

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充します。

また、実施が義務付けられている**自己評価を行っていない場合**には、**加算を適用しないよう** 見直します。

施設関係者評価加算の見直し

【参考資料12】

- 学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、
- ・公開保育の取組と学校関係者による評価を一体的に実施する施設の加算額を拡充(自己評価の実施を前提)
- ・実施が義務付けられている自己評価を行っていない施設への加算適用を見直し
- ※施設関係者評価:自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園等の児童の保護者その他の当該幼稚園等の関係者(当該幼稚園等の職員を除 く。) による評価を行い、その結果を公表する。

自 己 評 価:幼稚園等の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

保護者その他の幼稚園等の関係者(幼稚園等職員を除く。)による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌 への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設に対し、これらに要する費用を加算する。

【加算要件・加算額】

	現行	見直し後				
加算要件	・保護者その他の幼稚園等の関係者(幼稚園等職員を除く。)による評価(施設関係者評価)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。・評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。	・自己評価を実施するとともに、保護者その他の幼稚園等の関係者(幼稚園等職員を除く。)による評価(施設関係者評価)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表。 ・施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施。				
加算額	年額約6万円	・公開保育の取組と施設関係者評価を組み合わせて実施 (※) する施設 年額約30万円 ・上記以外の施設関係者評価を実施する施設 年額約6万円 ※幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園等の職 員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実 施するとともに、当該公開保育に評価者を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評 価を行う施設				

⑨処遇改善等加算 [及び II (全施設・事業所共通)

ア 処遇改善等加算Ⅱの要件緩和

施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が 必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数(人数A)の1/2 (端数切捨て)以上」から「1人以上」に引き下げます。

※職員の数が少なく、現行でも月額4万円の賃金改善が必要な職員数が零人となっている事業 所については、引き続き零人とします。

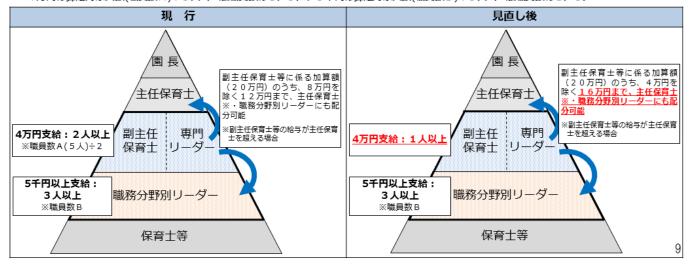
令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

【参考資料4】

- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化**を図る。
- 事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算 I ・ II 共通で、賃金改善の算定起点となる**基準年度を「加算当年 度の前年度」**とする。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算 II のうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」を「1人以上」に緩和する。
 ※「加算対象人数の1/2(端数切捨て)」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。
- **〈定員90人 (職員17人※)の保育所の場合のイメージ〉**※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人(保育士12人、調理員等3人) 4万円の算定対象人数(職員数A):5人(一般職員数の1/3)、5千円の算定対象人数(職員数B):3人(一般職員数の1/5)



内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】資料引用

イ 処遇改善等加算における基準年度の見直し

処遇改善等加算 I・Ⅱ共通で、賃金改善の算定起点となる基準年度を<u>「加算当年度の前年度」</u>に見直しが行われる予定です。

※詳細は、国から通知があり次第、内容を整理し別途お知らせします。

⑩所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ(保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業)(参考: P17・18)

施設長・管理者の人件費相当額について、<u>現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分</u> 単価に組み入れます。

併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、<u>現行の所長設置加</u> **算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の人件費相** 当額を減額します。(「施設長・管理者を配置していない場合」の調整項目)

<減額調整措置の適用要件>

施設長(管理者)が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者では ない場合
- ・常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- 委託費又は給付費からの給与支出がない場合
- ※上記調整項目の対象とならない場合でも、施設長(管理者)が変更となった場合には、「対象職員の履歴書」もしくは「研修等受講修了書」をご提出ください。

① 減価償却費加算に係る地域区分の改善(保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業) (参考: P18)

地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一します。

※「標準」又は「都市部」の2区分となり、横浜市は「都市部」に該当します。

① 幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止(認定こども園)

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置(施設長1人分の人件費相当額を加算)について、**経過措置期間(令和2年3月31日まで)の終了に伴い廃止します。**

③入所児童処遇特別加算の名称変更(保育所、認定こども園(2・3号))

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「**入所児童処遇特別加算**」について、 名称を「**高齢者等活躍促進加算**」に変更します。

(2) 定員を恒常的に超過する場合の調整項目について(保育所、認定こども園(2・3号)、 小規模保育事業、事業所内保育所)(参考: P19)

直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に適用される「定員を恒常的に超過する場合」の調整項目(減算項目)が、2・3号認定について令和2年度から適用になります。

※調整の適用を受ける施設について、<u>下記のいずれかに該当する場合、調整の適用がなくなります。</u>

- ・指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合
- ・地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が 120%以上の状態にならないものと認められる場合

※届出に疑義がある場合、個別に照会をさせていただく場合があります。

(3) 様式の変更について

公定価格の変更等に伴い請求様式の変更を予定しています。

変更となる様式については、3月下旬頃にHPに掲載予定ですので、令和2年度請求分からは新様式をご使用ください。

【現時点で変更予定の様式】

- ·公定価格加算 · 調整項目届出書
- 雇用状況表
- 施設関係者評価実施届※
- ·入所児童処遇特別加算(申請·報告)書※
- •入所児童特別加算月別雇用時間内訳書※
- 小学校接続加算実施報告書※

※については、3月分加算項目のご依頼の際に掲載いたします。

<給付費の額の通知について>

<u>私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者</u>は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、<u>教育・保育給付認定保護者に対し、給付費の額を通知しなければなりません</u>。給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっております。

通知例等については、下記HPに掲載がございますので適宜ご確認ください。

「平成28年4月14日付『法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)』」

<URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html#houteidairijuryo

横浜市トップページ>事業者向け情報>業種分野別から選ぶ「子育て」>子ども・子育て支援 新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給 認定保護者への通知について

① 土曜日に閉所する場合【保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保 育事業、事業所内保育事業】

土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整します。

※2・3号認定子どもを受け入れる施設については、原則として、土曜日を含む週6日間の 開所が求められる施設であることから土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわら ず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村 において指導を行うこととされています。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する施設について、調整を適用します。

<u>じ)</u>に係る保育の利用希望が無い (注1) などの<u>理由により、当該月の</u>土曜日に閉所<u>す</u> □施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同 る日がある (注2)

□本市に土曜日の開所時間が 11 時間未満である旨を届け出ている

保育の提供がない場合には閉所しているものとして取り扱いま (注1) 開所していても、

実際の実施状況(実績)による (注2)閉所日数は当月1日時点の状況により判断します。 ものではありません ※「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供す る場合」は、保育の利用希望があり、保育の提供があるものとして取り扱います。 ※自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所、保育所等の本園と分園で土曜日共同保育 を実施している場合は開所しているものとして取り扱うことができます。ただし、「保 育の利用希望が無く保育を提供しない日」については開所・閉所を問わず、 扱いとなり、調整の適用対象となります。

※開所時間の変更については、各施設・事業種別の「延長保育事業実施(変更)届」に て行ってください。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

舗売			
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書	(第4号様式)	土曜日共同保育年間計画書(届出・変更)(写)

(3)調整額の算定

の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10 円未 調整額は、適用される「基本分単価、処遇改善等加算1、3歳児配置改善加算、夜間 保育加算」の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日 満の端数がある場合は切り捨てます。)

×当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 (定員区分より異なる) 単価 (基本分単価+処遇改善等加算1+3歳児配置改善加算+夜間保育加算)

チーム保育加配加算【認定こども園(1・2号)】 (N)

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □国基準による必要な保育教諭等と他の加算等の数を超えて、保育教諭等(幼稚園教 諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置し
- □副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど3歳 以上子ども (認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育 (2号) 認定子ど もをいう。以下同じ。)に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を 実施している。
- ※加配人数は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内 で、必要保育教諭等の数を超えて配置する保育教諭等の数(注2)とします。
- (注1) 3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(雇用状況表の参考 様式により計算)

46 人以上150 人以下: 2人、 45 人以下: 1人、

241 人以上 270 人以下: 3. 5人 301 人以上 450 人以下: 6人、 151 人以上 240 人以下: 3人、

271 人以上 300 人以下:5人、 451 人以上: 8 人

- (注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取 り扱うこととする。(雇用状況表への入力内容により自動計算)
- による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小 ① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入 数点第1位を四捨五入した員数とする。
- (例) 2. 3人の場合、2人
- による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合小 数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位 が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上 ② 常勤換算人数 (小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前) のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。
- (例) 3.2 人の場合→3 人、3.4 人の場合→3.5 人、3.6 人の場合→4 人

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

備考				
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書	(第4号様式)	雇用状況表	(第2号様式)

(3) 加算額の算定

加算額は、3歳以上子どもの利用定員の区分に応じた単価に、チーム保育加配加算の 加配人数を乗じた額を児童一人あたりの単価として算定されます。 (処遇改善等加算1の適用あり)

④ 栄養管理加算【幼稚園、保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】

(1)加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

□食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動(注2)を月1回以上行っている。

(注1)栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2)食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等シャス。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

	<u> </u>
必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	
加算対象者の雇用契約書(写)	・雇用開始日及び栄養士として雇用(調
※ (3) (ア) 「配置」を適用する場	理員との兼務を除く)する旨が確認でき
合のみ提出	るものを提出願います。
	・初めて加算適用を受けようとする月に
	- 201

(3) 加算額の算定

加算額は、<u>以下に掲げる栄養士の配置等の形態別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額</u>(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(ア) 配置 (注1)

定められた基本額と、処遇改善等加算1の単価に加算率×100を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(イ) 兼務(注2)

定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額 を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額を児童一、 あたりの単価とし、加算します。

(ウ) 嘱託(注3)

定められた基本額に、各月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

- (注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいう (調理員と兼務している場合を除く)。※派遣の場合を含む
- (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員(給食実施加算 の適用施設において雇用等される調理員を含む。)が本加算に係る栄養士と しての業務を兼務している場合をいう。
- (注3) 配置文は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を 嘱託等する場合等をいう。

(例:法人本部で雇用し、他施設を兼務する場合・調理業務を委託し、 託事業者に栄養士がいる場合)

⑤ チーム保育推進加算【保育所】

(1)加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □必要保育士数(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育 士を配置している。
- \Box キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること(注 1) \Box 職員の平均経験年数が 12 年以上である。(注 2)
- □当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てるこ ..
- (注1) チーム保育体制の整備とは、IIの6. (2)、(ア) の年齢別配置基準 (3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育土による保育体制の構築をいう。
- (注2)職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。(当該年度の経験年数が対象です。)

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式)	
雇用状況表	
(第2号様式)	
加算率認定申請書(処遇改善等加算	令和2年4月3日までに提出をお願いし
I)	\$ \$

※平均経験年数について、処遇改善等加算1に係る加算率認定の通知が届くまでは各施設・事業所で「加算率認定申請書(処遇改善等加算1)」を基に算定してください。市の通知において平均経験年数に修正があった場合は、給付費の過誤再請求が必要になる場合があります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

(4) 実績の報告について

加算の適用を受けた施設は、年度終了後、加算額の実績や加算額の使途(保育士増員や職員の賃金改善)を明らかにしておくことが必要です。

※必要に応じて実績報告をしていただく場合があります。

なお、加算額の実績と(1)の要件に掲げる職員の賃金改善による支出とを比較して差額 が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てる必要があ ります。

⑥給食実施加算【幼稚園・認定こども園(1号)】

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- 口給食を実施している。(実施方法は業務委託、外部搬入等は問いません。
- ⇒「週当たり実施日数」に応じた加算となります。

「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4 (週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなします。

保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施 日に含みます。 年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間も加算の対象 にかります

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

無	初めて加算適用を受けようとする月に提出 ※前年度以前に提出し、変更がない場合も今	年度に再度提出をお願いします。 初めて加算適用を受けようとする月に提出		
必要書類 公定価格加算・調整項目届出書 (第1旦経計)	治食の実施状況がわかる資料 (例)	rkg4 JUかんより1 Nルム など 給食の実施形態の別がわかる資	<u>料</u> ※(3)アを適用し、調理業務を	第三者に委託する場合) (例) 委託契約書など

(3) 加算額の算定

加算額は、<u>定員区分、以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価及び</u>週当たりの給食実施日数に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。(処遇改善等加算Iの適用あり)

- (ア) 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合 (注1)
- (イ) 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合(注2)(注1) 転割の瞬音が調理な行っている場合には、なる・無化所、等業所、各対策の組
- (注1) 施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。
 - (注2) 搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。

⑦ 主幹教諭等專任加算【幼稚園】

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに<u>【対象事業等】を2つ以上実施</u>している施設に加算 します。

□基準幼稚園教職員配置を超えて、主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替職員(非常勤講師)を配置している(月 60 時間以上の勤務を契約している)。

【対象事業等】 $\mathbb{U} \sim \underline{\mathbb{S}}$ で2つ以上実施していること

- □① 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施している (月の平均対象子どもが1人以上)
- □② 市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や非在園児の預かり保育を実施している(月の平均対象子どもが1人以上)
- □③ 月の初日に満3歳児が1人以上利用している
- □④ 月の初日に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している
- □⑤ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で、以下の全ての要件を満たすもの (ア)施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の 担当する業務が明確になっている。また、要録等の作成、送付、保存がされてい
- (イ)幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校 との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せ て年 10 回以上実施していること。(小学校との連携は少なくとも年1 回以上実 施すること)
- (ウ)小学校との接続を見通したアプローチカリキュラムを作成し実践していること。 作成にあたっては「横浜版接続期カリキュラム 合和2年度版 アプローチカリ キュラム作成例」の様式を活用する。ただし、各施設で独自に策定しているア プローチカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることが できる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわ かる協議記録等の書類でも可能とする。
- ※①~④について、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。
- ※⑤について、年度当初における計画により要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

備考			・各施設で独自に策定しているアプロー	チカリキュラムが同様の内容を満たして	いればその様式に替えることができる。	・現在は完成していないが、策定に着手	している場合は、途中経過のわかる協議	記録等の書類でも可能とする。	・初めて加算適用を受けようとする月に	2000年
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式)	雇用状況表 (第2号様式の1)	「横浜版接続期カリキュラム	<u>令和2年度版</u>	アプローチカリキュラム」	※⑤を適用する場合				

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算!単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

⑦ 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合【認定こども園】

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

1号認定部分と2・3号認定部分で調整項目、要件が分かれております。

【1号認定部分】

以下の対象事業等①~④、⑨のうち、該当項目が1つ以下である。

【2·3号認定部分】

以下の対象事業等⑤~⑩のうち、該当項目が1つ以下である。

[対象事業等]

- □① 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施していること
 - □② 市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園児の預かり保育を実施していること
- □③ 月の初日に満3歳児が1人以上利用していること
- □④ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で、以下の全ての要件を満たすもの (ア)施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当 する業務が明確になっている。また、要録等の作成、送付、保存がされている。
- (イ)幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校 との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せ て年 10 回以上実施していること。(小学校との連携は少なくとも年11回以上実 施すること)
- (ウ)小学校との接続を見通したアプローチカリキュラムを作成し実践していること。 作成にあたっては「横浜版接続期カリキュラム 令和2年度版 アプローチカリ キュラム作成例」の様式を活用する。ただし、各施設で独自に策定しているア プローチカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることが できる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわ かる協議記録等の書類でも可能とする。
- □⑤ 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11 時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- □⑥ 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること
- □⑦ 病児・病後児保育事業を実施していること
- 口③ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用していること
- ⑨ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

- ※①∼③、⑤、⑥、⑥、⑥について、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。
- ※④について、年度当初における計画により要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書	
(第4号様式の3)	
「横浜版接続期カリキュラム	各施設で独自に策定しているアプロ
<u>令和2年度版</u>	ーチカリキュラムが同様の内容を満
アプローチカリキュラム」	たしていればその様式に替えること
※④を適用する場合	ができる。
	・現在は完成していないが、策定に着
	手している場合は、途中経過のわかる
	協議記録等の書類でも可能とする。
	・初めて④の要件を事由に調整の適用
	を受けないとする月に提出

(3) 調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算 I の単価に加算率を乗じて得た額を加えた額を児童一人あたりの単価として算定します。 (処遇改善等加算 I 部分の調整あり)

⑧ 施設関係者評価加算【幼稚園、認定こども園(1号)】

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

□学校教育法施行規則第39 条において準用する<u>第66 条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、</u>第67 条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者 (幼稚園教員を除く。)による評価 (以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ,広報話への掲載、保護者への説明等により広く公表している。

□施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

[手続き①申請 合和2年12月末期限]

備考		
必要書類	施設関係者評価加算(申請・報告)書	(第6号様式)

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。 加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 令和3年3月16日期限】

1 MC O 林口 17 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H	備考
公定価格加算·調整項目届出書 (第4号様式)	
施設関係者評価加算(申請・報告)書 (第6号様式)	
自己評価及び施設関係者評価の実施 状況がわかる資料 (例) ホームページや広報誌の抜粋等	
公開保育の実施状況がわかる資料	詳細は3月分加算項目のご依頼の際に、 別途お知らせします。

(3) 加算額の算定

加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設(注)とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

(注) 幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。

施設長を配置していない場合【保育所】

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている施設長を配置していない施設 に調整を適用します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設長が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- □児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でない(注2)。
- (注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において福祉事務所・児童相談所の長及び職員・児童福祉業務に2年以上有給で携わった者、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修を受講し、修了した者等

- □常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない。 /イトネタイ レダ1 ロ g 時間 N Lネヘ、、、∇ B 3 O D N L 転動い 勘数 → Z 3
- (少なくとも1月6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります)
- (1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、その施設の所長として運営管理の業務に専従していないとみなします。)
- □給付費等からの給与支出がなく、有給でない。
- □こども施設整備課において認可されている者でない。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調定の適用にあたっては、以下の書類により確認します。

備考		
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書	(第4号様式)

<参売>

施設長が要件を満たした場合には、下記必要書類をご提出ください。

必要書類	備考
1. 対象職員の履歴書	⇒1か2のどちらかを提出
	※1については、児童福祉事業等に2年
2. 研修等受講修了書	以上従事したことがわかるもの
	※所長が変更となった場合は、再度提出
	をお願いします。

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

管理者を配置していない場合【小規模保育事業・事業所内保育事業】

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置していない事業所 こ調整を適用します。

(1) 加算の要件

管理者が以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- □その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を 有すると認められる者でない (注2)
- (注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福 事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

□常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していない。

- (少なくとも1月6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にそ の施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。)
- (1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業 と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、その施設の管理者 として運営管理の業務に専従していないとみなします。)

資料

-18-

□給付費等からの給与支出がなく、有給でない。

(2) 加算の認定

調整の適用にあたっては、以下の書類により確認します。

備考		
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書	(第4号様式)

へ参売>

管理者が要件を満たした場合には、下記必要書類をご提出ください。

必要書類	備考
1. 対象職員の履歴書	⇒1か2のどちらかを提出
	※1については、児童福祉事業等に2年
2. 研修等受講修了書	以上従事したことがわかるもの
	※管理者が変更となった場合は、再度
	提出をお願いします。

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童1人あたりの単価で算定されます。

⑪ 減価償却費加算【保育所、認定こども園(2・3号)、家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業】

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設 の所在する地域(横浜市は都市部、 (3)参照)に応じて減価償却費の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- (洋1) □保育所の用に供する建物が自己所有である。
- □建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
- □建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」とい
 - う。)の国庫補助金の交付を受けていない。(注2)
- □賃借料加算の対象となっていない。
- (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面 積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場 合も自己所有(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園) の面積の50%以上であること。
- (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年 数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、「建 物の整備に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当す ることとして差し支えない。
- ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- 延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が ③1 施設当たりの改修等に要した費用を 2,000 で除して得た値が、建物全体の 1,000万円以上である

上記①~③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育運営課給付

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

備赤			
必要書類	公定価格加算・調整項目届出書	(第4号様式)	建物を整備又は取得する際の契約書類(写)

(3) 加算額の算定

加算額は、<u>「標準」又は「都市部」の区分に応じた</u>、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市は都市部に該当します。(横浜市の認定こども園(幼稚園型を除く)は「認可施設・都市部」の単価を、幼稚園型の認定こども園は「機能部分・都市部」の単価を適用します。)

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km³以上の市町村

定員を恒常的に超過する場合

(注)★幼稚園・認定こども園(1号):平成29年度より適用あり

保育所・認定こども園(2・3号)・小規模保育事業・事業者内保育事業 : 令和2年度より適用あり

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

□直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

(注2)年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

備考		
必要書類	公定価格加算·調整項目届出書	(第4号様式)

(イ) 調整の適用を受ける施設について、下記のいずれかに該当する場合、調整の適用がな

くたります

□指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合 (注3) (注4)

□地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が120%以

上の状態にならないものと認められる場合(注5)

(注3) 見直し等が行われた日の属する月の翌月(ただし、月初日に見直しを行った場合は当月)から調整の適用がなくなります。

例 見直し等が行われた日が4月1日の場合は4月から、4月2日の場合は5月

から調整の適用がなくなります。

(注4) 利用定員の見直しを行う際には、区役所にご相談のうえ、こども施設整備課 <u>へ報告を行ってください。</u>

(注5)「公定価格加算・調整項目届出書」を提出した月から調整なしとなります。

ただし、翌月の月初在籍児童数が増え、在所率が「120%以上」であること が確認できた場合は、前月の申し出内容が誤りであったものと判断し、遡って 調整の適用対象となります。

※届出に疑義がある場合、個別に照会をさせていただく場合があります。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

(ア) 幼稚園

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から年齢別配置基準を下回る場合<u>国食費徴収免除加算を除く。)</u>」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(イ) 保育所

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から土曜日に閉所する場合(副食<u>費徴収免除加算を除く。)」</u>の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(ウ) 認定こども園

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から配置基準上求められる職員資格を有しない場合(副食費徴収免除加算を除く。)」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

(エ) 小規模保育事業・事業所内保育事業

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から<u>土曜日に閉所する場合</u>」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3 向上支援費の令和2年度の変更点

本資料の内容は全て案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

1 様式の変更について

変更となる様式については、3月下旬頃にHPに掲載予定ですので、令和2年度請求分からは新様式をご使用ください。

【変更となる様式】

- ①雇用状況表
- ②向上支援費加算状況等届出書
- ③アレルギー児童数報告書※
 - ※4月分のアレルギー児童報告書については、下記助成内容の変更に伴い差替え及び新規提出が見込まれるため、提出期限を4月末まで延長いたします。
 - ※「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出時期については、現行通り3月末までです。
 - ※令和2年5月からは通常通り、当月15日までの提出です。
- **④第三者評価受審加算(申請・報告)書**(3月加算項目のご依頼の際に掲載いたします。)

2 助成内容の変更について

- ※ が変更箇所です。
- (1) 令和元年度末までの暫定的な助成と位置付けられた助成項目について
 - ①システム化経費助成【全事業種別】

「保育者業務支援事業費助成」の新設に伴い、廃止します。

②連携施設受諾促進加算【幼稚園、保育所、認定こども園】

令和6年度末までの暫定的な助成として継続します。 (要件・単価の変更なし)

③保育士等雇用対策費

【小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】

令和6年度末までの暫定的な助成として継続します。 (要件・単価の変更なし)

- (2) 令和2年度に拡充する助成項目について
 - ①アレルギー児童対応費【全事業種別】

【幼稚園、保育所、認定こども園】

- ア これまで、利用定員に対する対象児童の割合が「3%(小数点以下切り捨て)以上」であった要件を、「1%(小数点以下切り上げ)以上」に変更し、アレルギー児童が1人でもいた場合、加算の対象とします。
- イ 利用定員 151 人以上の区分を新設するとともに、助成単価を拡充します。

助成額【月額】			
利用定員に対する対象児童の割合※ 定員150人以下 定員151人以上			
<u>1</u> ~9%	26,000円	52,000円	
10~14%	52,000円	<u>78,000円</u>	
15~19%	78,000円	104,000円	
20%~	104,000円	130,000円	

※小数点以下切り上げ

【小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】

ア これまで、利用定員に対する対象児童の割合が「1%(小数点以下切り捨て)以上」であった要件を、「1%(小数点以下切り上げ)以上」に変更し、アレルギー児童が1人でもいた場合、加算の対象とします。

イ 助成単価を拡充します。

利用定員に対する対象児童の割合※	助成額【月額】
1%以上	26,000円

※小数点以下切り上げ

②看護職雇用加算【幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業A・B型、事業所内保育事業】

これまで、職種によって異なっていた常勤看護職の助成額単価を統一・拡充します。

【保育所・認定こども園・小規模保育事業A・B型、事業所内保育事業】

1 園あたり	
看護職格付け経費	(常勤) 89,600円
(看護師・保健師・助産師・准看護師)	(非常勤) 57, 600円

【幼稚園】

1 園あたり	
看護職格付け経費	(常勤) <u>56,000円</u>
(看護師・保健師・助産師・准看護師)	(非常勤) 36,000円

(3) 令和2年度に新設する助成項目について

保育者業務支援事業費助成【全事業種別】 ※別紙あり

既存の「事業費助成」を組み込み、保育従事者の負担軽減につながる取組(事務職員の雇用等)に対し、助成します。

(4) その他助成項目の見直し等について

①職員配置加算【保育所、認定こども園】

令和元年度の人事院勧告等に伴い、単価が変更になります。

また、「事業費分」を「保育者業務支援事業費助成」に組み替えます。

	児童一人あたり単価(定員等に関わらず一律同額)		
年齢 ※1	配置加算基礎分	処遇改善等加算 I 分※2	
1歳児	37,800円	370円	
2歳児	15,100円	150円	
4・5歳児	3,780円	3 0 円	

- ※1 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。
- ※2 処遇改善等加算 I 分は、各単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率 (%) を乗じて得た額とします。

②職員配置加算【幼稚園】

「保育者業務支援事業費助成」に組み替えます。

③事業費助成

【小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業】

「保育者業務支援事業費助成」に組み替えます。

④食育推進助成(栄養士格付け経費)【全事業種別】

栄養管理加算(公定価格)の拡充により1人分が公定価格化されたため、重複する部分について見直しを行います。

【幼稚園、保育所、認定こども園】

利用定員が41人以上の施設に対し、1~2人を上限に助成します。

- 1人あたり35,200円
- 利用定員41~150人までは、1人まで
- ・利用定員151人以上は、2人まで

【小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業】

栄養士格付け経費(向上支援費)を廃止し、公定価格における栄養管理加算で助成します。

⑤保育補助者雇用経費の拡充【保育所、幼保連携型認定こども園のみ】

国の制度拡充に伴い、保育補助者雇用経費の単価を変更します。

助成額【月額】 188,000円

⑥産休明け保育児童健康診断助成費【保育所、認定こども園】

加算項目の見直しを行い、保育者業務支援事業費助成の新設を踏まえ、廃止します。

(3) 今後の見直し予定について

今後、公定価格等、国制度における拡充が図られた場合には見直し(廃止を含む)を行います。

保育者業務支援事業費助成

1 幼稚園・保育所・認定こども園

保育士等の業務負担の軽減を図る施設に対し、保育業務の負担軽減につながる取組(保育支援者の雇用等)や保育・教育の充実のために活用できる経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □月の初日に利用児童が1人以上いる。
- □保育支援者(保育士等の業務を支援する者)(注1)を施設に配置し、保育支援者が保育 士等の負担軽減に資する業務に従事している(注2)。
- □業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。
- □子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。
- (注1) 「保育支援者」とは、保育に係る周辺業務を行う保育士資格又は幼稚園教諭免許を 有しない者をいいます(保育補助者を除く)。
- (注2) 保育支援者の行う業務の内容の例示
 - 事務業務・保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - ・給食の配膳・あとかたづけ・寝具の用意・あとかたづけ
 - ・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - ・園外活動時の見守り・その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ※ 『雇用状況表』の他の項目に記載の者及び『高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳 表』(旧:『入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表』)の対象者と重複しないこと。
- ※ 保育支援者が事務業務を行う場合、「事務職員雇上費加算」、「事務職員配置加算」及 び「事務負担対応加配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に適用すること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	
雇用状況表(第2号様式)	

(3) 単価

【保育所】

助成額【月額】			
定員 60 人以下	定員 90 人以下	定員 120 人以下	定員 150 人以下
100,000 円	150,000 円	200,000 円	250,000 円
定員 180 人以下	定員 240 人以下	定員 300 人以下	定員 301 人以上
300,000 円	350,000 円	400,000 円	450,000 円

【認定こども園】

1号

		助成額【月額】		
定員 25 人以下	定員 45 人以下	定員 60 人以下	定員 90 人以下	定員 120 人以下
25,000 円	37,500 円	50,000 円	75,000 円	100,000円
定員 150 人以下	定員 180 人以下	定員 240 人以下	定員 300 人以下	定員 301 人以上
125,000 円	150,000 円	175,000 円	200,000 円	225,000円

2 · 3 号

助成額【月額】				
定員 25 人以下	定員 45 人以下	定員 60 人以下	定員 90 人以下	定員 120 人以下
50,000 円	75,000 円	100,000 円	150,000 円	200,000 円
定員 150 人以下	定員 180 人以下	定員 240 人以下	定員 300 人以下	定員 301 人以上
250,000 円	300,000 円	350,000 円	400,000 円	450,000 円

※1号と2・3号それぞれの利用定員数に応じて助成します。

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員 60 人以下 定員 90 人以下		定員 120 人以下	定員 150 人以下
50,000 円	75,000 円	100,000 円	125,000 円
定員 180 人以下	定員 240 人以下	定員 300 人以下	定員 350 人以下
150,000 円	175,000 円	200,000 円	225,000 円
定員 400 人以下	定員 401 人以上		
250,000 円	275,000 円		

2 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

保育士等の業務負担の軽減を図る施設に対し、保育業務の負担軽減につながる取組(保育支援者の雇用等)や保育・教育の充実のために活用できる経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □月の初日に利用児童が1人以上いる。
- □業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる(注)。
- □子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。
- (注)保育支援者(※)が以下に例示する業務を行う場合や、事務の簡素化、保育業務へのI CT導入等により保育士の負担軽減に取り組んでいる場合。
 - 事務業務 ・保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - ・給食の配膳・あとかたづけ ・寝具の用意・あとかたづけ
 - ・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - ・園外活動時の見守り ・その他、保育士の負担軽減に資する業務

※保育支援者:保育に係る周辺業務を行う保育士資格又は幼稚園教諭免許を有しない者 (保育補助者を除く)

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書	
(第1号様式)	

(3)単価

助成額【月額】50,000円

公定価格・向上支援費の説明テキストについて

本資料で記載した変更点を反映した、令和2年度の公定価格・向上支援費に関する説明テキストを、後日各施設に郵送するとともに、横浜市ホームページに掲載します。

令和2年度の助成項目をすべて説明しているテキストです。令和元年度から、一部助成内容を変更しておりますので、必ずよくお読みの上、令和2年度の請求事務を開始してください。

◆説明テキスト(予定)

- •「公定価格•向上支援費•延長保育事業•補足給付事業」
- •「処遇改善等加算」、Ⅱ及び職員処遇改善費」

♦URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/default20190314.html

【説明テキストのイメージ(予定)】



子ども・子育て支援新制度令和2年度 説明テキスト

公定価格·向上支援費 延長保育事業·補足給付事業

こども青少年局保育・教育運営課



子ども・子育て支援新制度 令和2年度 説明テキスト

[処遇改善等加算]、『及び職員処遇改善費]

こども青少年局保育・教育運営課

4 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱の主な改正点について

各保育所において障害児等を受け入れる際には「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」 (以下、「障害児要綱」)で定めた手続きや基準に則って、障害児等の受け入れを行っていた だいています。

このたび、各保育所・各区役所において「障害児要綱」を運用していく中で、運用をより 明確にするための修正を行い、より分かりやすい要綱となるよう改正を行います。今回の要 綱改正について、区役所の内部手続きに関する箇所の改正もありますが、当変更点説明会に おいては主に各保育所の事務に関係する箇所についてご説明いたします。

1 改正障害児要綱の施行予定日

令和2年4月1日

2 主な改正箇所

(1) 児童状況書(第1号様式【保護者記入様式】)

記入項目の順番の変更や文言の修正などにより、保護者にとって記入しやすい様式となるよう変更を行いました。また、障害等の認定に際して重要度の低い項目などは、削除しています。(主な変更部分の欄の右側に※印を付けています。※1~※7)

(2) 児童状況確認書(第2号様式【施設・事業者用】)

これまでは選択肢のみの記入様式でしたが、より具体的な状況を記入できるように「具体的状況」を自由記入できるようにしました。なお、この「具体的状況」の記入は必須ではなく、状況に応じて記入してください。また、この様式を記入してもらう対象は、 $2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5$ 歳児です。 $0 \cdot 1$ 歳児は、第2号様式—2を使用してください。

(主な変更部分の欄の右側に※印を付けています。※8~※10)

3 添付資料

- (1) 児童状況書(第1号様式【保護者記入様式】)
- (2) 児童状況確認書(第2号様式【施設・事業者用】)
- ★今回の改正後の様式(案)を添付しますので、新様式についてご確認ください。なお、 現在施行に向けて最終確認中ですので、修正が入る可能性があります。<u>確定版の要綱・</u> 様式については、3月中に本市ホームページ上に掲載いたします。

(案)

	J 1.3		児	童	状	況	書		※入園	予定園名(1 [.]	号認定のみ)
	フリ 児 i	ガナ 童 名			生	三年月日		年 月	目	歳	か月
	住	所			l				<u> </u>		
\Diamond			ー の利用の参考に								
	(1)	を利用	や訓練のための したことがありま きでも利用したこと	きすか。		ľ.	はい・	いいえ		に関する	相談•教室※1
		施	設・機関等	通	園などの	頻度	7	利用期間		内容	<u>*2</u>
	1										
	2										
	3										
こども	診	<u> </u>	なし・ね	 あり〔					<u> </u>]		
\mathcal{O}	○	>診断名	 を記入された方	は、裏面も	 ご記入 ⁻	 下さい。					*3
様子	<u> </u>		ついて、現在気にな				指されたこ	とがあれば記入	してください。	(自由にご訂	己入下さい)
									<u> </u>		
	食事						語語				
	排泄						対人関係				
	睡眠						遊び・運動				
	【そ	の他】(現在、継続的・定期的	りに通院加療	中の病気、	長期入院歴		とらご記入くださ	(V)		
		手帳の有申請中」の	手無 〔 無 ・ ラ 場合、裏面最下部		青中 〕 手帳欄を	記入いたた	ごくとともに	、「有」の場合	トはコピーをネ	添付してく が	ださい。) ※ 4
特別	别児:	童扶養哥	手当 受給の有額	無〔無	· 有 ·	請求中	〕(有句	の場合手当	の等級	1級・2	級)
障害者手]有		章害者手帳 =帳(療育 章害者保健	手帳)	(A1•	A2•B1•E	,	∳∙6級)		
卡帳]申請中	→ □身体障	章害者手帳	₹	□愛の手	帳(療育	手帳) [□精神障害	者保健福	百祉手帳
○ f		: 護者同 だ する施設・	急欄〕 事業者が横浜市	ī障害児等(の保育・	教育実施專		 づく申請を行	うこと		
			事業者が福祉保								
			ター長が地域療育			, ., .		-		きすること	
○ ネ	国社 化	保健センク	ター長が利用施設	设・事業者(新規利用	用の場合に	计希望施 認	と)へ情報提	供すること		
上記	己に同	司意しまっ	}	年 月	目	保護者」	氏名(自署	¦)			

×6

※7

)

身

0

状

(1) 身体の様子

上 肢: ①特に問題なし ②指先で小さい物がつまめる

③指先でつまむことはできないが、手を使って大きな物をつかむことができる

④つかんだり握ったりすることができない ⑤手や腕を自力で動かすことができない

下 肢: ①特に問題なし ②歩行はできるが一部介助が必要 ③歩行できないが室内は自力移動できる

④自力で移動することができない

聴 覚: ①特に問題なし ②配慮が必要(

視覚: ①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない

③戸外では全面的な介助が必要 ④全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要

内臓疾患等: ①特に問題なし ②運動等の活動制限がある ③転倒させられない等、日常生活上の活動制限がある

てんかん: ①ない ②既往があるが生活に支障はない ③発作が起こる可能性があり、注意して見守りが必要

④発作が頻繁にあり、意識を失い転倒の危険がある。常時見守りが必要

2歳未満: ①年齢相応に座位がとれ、首のすわりがある

②年齢相応の座位が取れず、首のすわりが不安定で一部見守りが必要

③年齢相応の座位が取れず、首のすわりが不安定で常時見守りが必要

補装具の使用 (有・無) 車椅子・下肢装具・補聴器・その他(

(2) 生活習慣

食事: ①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる

③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である

⑤食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしない

着替え: ①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる

③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする

排 泄: ①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗するときもある

③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない

(3) コミュニケーション・社会性について

理解: ①相手の話を理解できる ②月齢相応の会話は難しいが、簡単な日常の話を理解できる

③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる

④月齢相応の会話は難しいが、制止、禁止等の言葉は理解できる

⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない

表 現: ①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる

③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる

⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない

対人関係: ①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする

③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる

④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない

遊 び: ①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ

③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い

行動:

【動き回って落ち着かない】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要

【他者を傷つける・物を壊す】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要

④他害行為の危険があり、常時付き添いが必要

【自分を傷つける】 ① ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要

【特定の行動を繰り返し日常生活に支障がある】

①ほとんどない ②特定の行動を繰り返すが日常生活には支障がない

③特定の行動を繰り返し、日常生活に支障がある

【興奮やパニック】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要

【危険を伴う突発的な行動 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要

④危険があり、常時付き添いが必要

児 童 状 況 確 認 書

フリガナ 児 童名			生年月日		年	月	日生		歳	
◇次の各項目の、該当する部分一つに「			「○」をつけて	ください。必	要に応	じて(具体)	的状況)を記	入して	ください。	 %8
	(1) 身体の様子									
	上 肢: ①特に問題はなし ②指先で小さい物がつまめる									
		③指先でつまむことはできた	よいが、手を使	って大きな物	をつかも	ひことができ				
		④つかんだり握ったりするこ (具体的状況	とができない	⑤手や腕を	自力で	動かすことだ	ぶできない)	
	下月	技:①特に問題はなし ②歩	行はできるが一	一部介助が必要	更					
		③歩行できないが室内は自 (具体的状況	力移動できる	④自力で利	多動する	ことができた	ZV /)	
	聴り	①特に問題なし ②配慮: (具体的状況	が必要()	
	視り	食:①特に問題なし ②弱視	または視野狭々	窄があるが 日常	営生活に	2特に支障/	はない			
		③弱視や視野狭窄があり、	部分的な介助	が必要						
		④全盲か、全盲に近い状態	まで生活全般に	こおいて介助だ	が必要					
	. [. n+t++++	(具体的状況	el tita - Nevel du	HH 707 -)	
	内臓疾病	息等:①特に問題なし ②運			. 7					
心		③ 転倒させられない等、(具体的状況)	日常生活上0)活動制限かる	かる)	
	てんか	ん: ①ない ②既往があるが	生活に支障はた	ない ③発作	が起こ	る可能性が	あり、注意して	見守りた	が必要	
身		④発作が 毎日 頻繁にあり、	意識を失い転信	到の危険があ	るため常	対時そばにV	る必要がある			
		(具体的状況)	
0	2歳未満	:①年齢相応の座位がとれ、首								
		②年齢相応の座位が取れる								
状		③年齢相応の座位が取れる (具体的状況	げ、首のすわり	が不安定で常	時見守	りが必要)	
況	補装具の	D使用 (有 · 無) 車椅 (具体的状況	子・下肢装具	具・補聴器	・その	他())	
	(2) 生	活 習 慣								•
	食	事:①スプーン、フォーク等を使	更い自分で食^	、 る ②スプ・	ーンか手	三づかみで目	自分で食べる			
		③部分的な介助があれば何	「とか自分で食	べる						
		④意欲はあるがほぼ全介助	が必要である							
		⑤食事への意欲関心がなく (具体的状況	、自分で食べ	ようとしない)	
	着替	え:①時間はかかるが自分でき	全部できる (②見守りまたに	一部介	助があれば	ば自分でできる)	,	
		③自分でしようとする意欲な	があるが、ほぼ	全介助である						
		④意欲は見られず全介助 (具体的状況	で脱いだり着た	りする)	
	排注	世:①自分で行きたいときにトィ	'レに行き排泄	する ②予告	テするが	失敗すると	きもある			
		③予告せずオムツを使用し	ているが、排泄	±があったこと/	は知らせ	tる				
		④オムツに排泄しても知らせ (具体的状況	とない)	

	(3) コミュニケ	ーション・社会	会性につい	て				
	理解:	①相手の話を	理解できる	②月齢相応の会話は	難しいが、簡単な日常の話を理解できる			
		③言葉のかけ	方、あるいに	は絵カード等で工夫すれ	ば指示を理解できる			
		④月齢相応の	会話は難し	いが、制止、禁止等の指	示を理解できる			
		⑤言葉の理解	がなく、制山	こ、禁止等の指示が入られ	ZV			
		(具体的状況	· · · · · · · · · · · · · · ·					
	表 現:		っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる					
		③簡単な言葉						
		④ほとんど言葉						
		⑤話せず、身 (具体的状況	振り、手振り	でも気持ちを伝えられな	())		
	 対人関係・		係が作れる	②友達に関心を示し	関わろうとする	,		
	7,17 (12,17)		わろうとしないが大人との関係は作れる					
			が薄く関わろうとしない					
			関心が全くなく、大人との関係が作れない					
		(具体的状況)				
	遊 び:				分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ			
心			に集団活動	に参加する ④集団活	動に関心を示さずひとり遊びが多い			
身 の	 行 動:	(具体的状況)		
状			(1) (FL2.6	がい の吉かけが必要	③毛をつかぐ笠の身体的か埣価に トスサリュ	トが必要		
況	【動き回って落ち着かない】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要							
	【他者を傷つける・物を壊す】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要 ④他害行為の危険があり、常時付き添いが必要							
	【自分を傷つり	ける】	(1)ほとんど	けい の声かけが必更	③手をつかぐ笙の身体的か接触に トスサル゙	トが必要		
	【自分を傷つける】 ①ほとんどない ②声かけが必要 ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要							
	【特定の行動を繰り返し日常生活に支障がある】							
					繰り返すが、日常生活には支障がない			
			③特定の行動を繰り返し、日常生活に支障がある					
	【興奮やパニ	ック】	①ほとんど	ない ②声かけが必要	③手をつなぐ等の身体的な接触による制止	:が必要		
		-						
	【危険を伴う突	突発的な行動 】						
			4) 危険があ	り、常時付き添いが必要				
	(左手)~88	구기 된 <i>(무-(</i> L-, IN)	7 □			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
) [
	◇新規児童:見	学時の様子	継続児童:カ	を設・事業者内での様子				
		· • • • • • •						
施設	A the region to the latest the second							
記入欄	◇集団保育・教育に対する施設・事業者の所見 【施設としての加配の考え方に○をしてください≪3:1 2:1 1:1≫ 】							
						\•/-		
						※ 1		
施設名		- t	施設長名		記載者			
心叹石),	世权文石		山製石			

資料 -31-

年

月

日

記載日

≪給付担当からのお知らせ≫

■横浜市請求明細作成ソフトヘルプデスクについて

横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法に関するお問い合わせに対応するための「請求明細作成ソフトヘルプデスク」を<u>4月1日~3月31日</u>の期間、開設します。横浜市の請求明細作成ソフトの操作に関してご不明な点は、下記電話番号へお問い合わせください。

<請求明細作成ソフトヘルプテスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

0570-023555

(開設期間1) 令和2年4月1日~令和2年6月30日 9:00~17:00(8時間/日)

(開設期間②) 令和2年7月1日~令和3年3月31日 13:00~17:00(4時間/日)

※土日・祝日・年末年始を除く

給付事務に関するお問い合わせ先については議事一覧の「■お問い合わせ先」をご覧ください。

<請求明細作成ソフトマニュアル>

横浜市 請求明細作成ソフト

検索

■ 出納整理期間(4~5月)における留意事項について【既設園向け】

以下の項目は、既設園(令和元年度以前に開設した施設・事業所)を対象とした説明になります。新設園(令和2年4月1日開設)の方は、参考程度にお読みください。

ア 4月の請求事務フロー(3月分請求)について

4月はエラーフローがありません。3月分のデータ送信忘れ等にご注意ください。

イ 過誤申立書・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理については、次のとおり取り扱う予定です。 過誤再請求については、各月エラーフローでの処理を原則としていますが、4月のみ 早期フロー及び通常フローでの処理を受付いたします。再請求のデータ送信は4月通常

フローまでに完了させてください。

<u> </u>					
	事務処理				
4月3日	4月通常フローまでに処理する <u>過誤申立書の提出期限</u> とさせていただきます。				
4月6日 ~5月13日	過誤申立書の処理を停止します。				
5月14日~	過誤申立書の処理を再開します。				

ウ 未相殺額精算に係る納付書発行手続きについて

過誤申立てのあった給付費等は月々の請求額から相殺し精算を行っていますが、4月通常フロー終了時点で、過誤申立書が提出されているが相殺できなかった金額(未相殺額)については、決算処理のため5月中に返金をしていただくことになります。

4月通常フロー以降、別途、**給付担当から納付書を発行しますので、返金対応をお願いいた** します。

なお、4月通常フローにおいて再請求データが審査エラーになった場合も、相殺できなかった金額(未相殺額)に対して納付書を発行させていただくことになりますので、期間に余裕を持って、再請求データの送信をいただきますよう、お願いいたします。

エ 令和元年人事院勧告について

特定教育・保育施設等に係る公定価格について、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給 与改定に準じた保育士等の待遇改善(保育士等人件費+1.0%)を行うための必要な予算が盛 り込まれた、令和元年度補正予算案が1月30日に成立しました。

これに伴い、公定価格単価が改定され、平成31年4月1日に遡及して適用することになります。今後の手続き等の概要は以下オ、カのとおりです。

オ 改定後単価の適用時期と請求ソフトのアップデートについて

本市においては、4月早期フローの請求データ受付開始日の令和2年3月23日より、改定後の単価での請求及び審査を実施する予定です。

また、それに伴い請求ソフトのバージョンアップを行いますので、ソフト起動時にアップデートのメッセージが表示されましたら、メッセージに従ってアップデートを行ってください。 横浜市以外のソフトをお使いの場合のアップデート方法等についてはベンダー各社にお問い合わせください。

カ 改訂後単価での差額計算処理について

4月下旬に改定後単価での差額(平成31年4月~令和2年3月分)を本市で計算し、各施設・事業所に郵送で通知の上、令和2年5月頃に精算を行います。

なお、4月通常フローデータ締切時において、

①過誤申立書が提出済み、かつ、②再請求データが未送信又は審査エラー

となった明細については、上記ウに記載のとおり、納付書により返金対応となるため、差額 計算処理の対象に含まれませんので、ご注意ください。

この場合、再請求の受付処理が再開とされる、5月エラーフロー以降(5月14日開始予定)に過誤再請求を行うことで、当該対象月については差額精算を併せて行うこととなります。

キ 請求データの受付期間停止について

新年度請求に対応するため、本市請求データ受付用サーバーのメンテナンスを行う関係上、令和2年4月11日~令和2年4月14日までの間、請求データの受付を停止する予定です。当期間については、請求データの送信ができませんので、ご注意ください。